

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 株式会社石川組
法人番号: 9410001006541
住 所: 秋田県鹿角市十和田大湯字中田1番地の3
- 指名停止措置期間: 令和2年12月24日から令和3年1月23日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 東北地方測量部管内

4. 事実概要:

株式会社石川組は、建設業法第22条第2項の規定に違反して株式会社柳沢建設が鹿角市から請け負った「鹿角市庁舎外壁改修工事(2期工事)」を一括して請け負った。このことが同法第28条第1項第4号に該当するとして、令和2年11月20日に建設業許可部局である秋田県知事県知事から指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社石川組の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~12 略	略
(建設業法違反行為)	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)